

ID: 182

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁港管理条例 第13条第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第136号		
【根拠条文】 (使用料等) 第13条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表第2に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を徴収する。 2 使用料等は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免し、又は分納させることができる。 4 既納の使用料等は、返還しない。ただし、市長において利用者の責めに帰することができない事由があると認めたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日